

25.4.23

東芳

委員からは取り組みがめだ標準様式を使い、  
26年4月1日から全自  
体調査(回答800カ)で、更新申請

# 代行ビジネスは23社

## 厚労省初の実態調査

### 障害者雇用



代行ビジネスの実態が報告された分科会

企業に貸農園などの働く場を提供し、就労を希望する障害者も紹介して採用活動や雇用管理を事実上代行するビジネスを展開する企業が23社あることが、厚生労働省の初の実態調査で分かった。

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成しようと、代行を利用する企業(以下、利用企業)が1081社以上で、利用企業に雇われて働く障害者が6568人以上いることも分かった。2022年1月以降、各地の労働局が調査した。

10年ほど前から「農園に障害者を放置して時間つぶしさせるだけ」といった不適切な雇用実態が指摘され、国会でもたびたび取り上げられてきた代行ビジネスだが、どの程度広がっているか把握されていなかった。

17日の労働政策審議会障害者雇用分科会(座長 山川隆一・明治大教授)に調査結果を報告した厚労省は、代行ビジネスについて「否定されるものではない(障害者雇用対策課)とした。今後実態調査を継続し、代行ビジネスを利用する企業向けパンフレットを作り、法の趣旨に背かないよう注意喚起する」という。

代行社の多くは農園や働きたい障害者、その管理者を用意する。利用企業は障害者を雇って給料を支払い、農園利用料や紹介料を代行社に支払う。

法定雇用率をお金で買う構図だ。利用企業は、障害者の採用や障害者に任せる仕事の切り出し、雇用後の能力開発などの手間を省くこともできる。

代行ビジネス自体は違法ではないというのが厚労省の見解だが、同日の分科会では「今後、法定雇用率が上がるので、こうしたビジネスを助長するのではないか」と懸念する」といった声が上がった。(福田敏克)

# 保育10法人で連携法人

ウを共有。新たな事業の検討など法人運営の在り方についても知恵を出し合っていく。

りついで園(みどり社会福祉協会)の伊東俊樹園長が就いた。初年度の予算規模はおよそ

# 生瀨 初の控訴審判決 不合法

2013〜15年の生活保護費の引き下げは憲法25条と生活保護法に違反するとして、大阪府の受給者が引き下げの取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁(山田明裁判長)は14日、厚生労働大臣の引き下げ判断は不合理とは言えず、適法と指摘した。

憲法判断は示さなかった。受給者側は上告する方針だ。29都道府県で約1000人が起こした一連の訴訟で控訴審判決は初めて。

21年2月の大阪地裁判決は違法として処分を取り消していたが、控訴審は受給者側の逆転敗訴となった。1審判決が出ている19件のうち9件で減額決定が取り消される一方、10件は引き下げを妥当としており、司法判断が割れていた。

厚労省は08〜11年に物価が下落したとして、13〜15年に生活扶助の基準額を平均6・



5%引き下げ、計約670億円を削減。その理由として「基準額の水準と消費実態との乖離(ゆがみ)の解消」は物価の下落を踏まえたデフレ調整を挙げた。

デフレ調整が争点  
最大の争点はこのデフレ調整による算定方法

法の受否  
裁は08年機の影響し、生活は物価の処分所得に減額し判断を「ある」がある  
原告側落幅が太びなど

# 法人ネット事業拡充

## メニューにICT支援

則2年以内  
同業者  
人の裏  
おける  
みを行  
の小規  
トフォ  
上で取  
や人材  
の取り  
支給す  
18年  
た。